一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　田原市
二　構造改革特別区域の名称　地産地消の食育による安心子育て特区
三　構造改革特別区域の範囲　田原市の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第三百二十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　熊野市
二　構造改革特別区域の名称　熊野市どぶろく・果実酒・リキュール特区
三　構造改革特別区域の範囲　熊野市の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八）及び特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第百六十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　志摩市
二　構造改革特別区域の名称　志摩市なごやか給食特区
三　構造改革特別区域の範囲　志摩市の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第四十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第三十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　江田島市
二　構造改革特別区域の名称　江田島市ににこにこ給食特区
三　構造改革特別区域の範囲　江田島市の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第三十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年三月二十八日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　倉吉市
二　構造改革特別区域の名称　倉吉市こどもはぐくみ給食特区
三　構造改革特別区域の範囲　倉吉市の区域の一部（関金町山守地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第四十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　青森県
二　地域再生計画の名称　下北地域の暮らしを支える港づくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　青森県下北郡大間町の区域の一部（大間港及び奥戸漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第四十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　花・緑・せせらぎで彩る寒河江再生計画
二　地域再生計画の区域の範囲　寒河江市の全域
三　地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第四十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　つくばみらい市
二　地域再生計画の名称　「みらいへ繋ぐ水と緑」再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　つくばみらい市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第四十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　船橋市
二　地域再生計画の名称　「未来へつなぐ恵み豊かな環境のまち・ふなばし」
三　地域再生計画の区域の範囲　船橋市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第四十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　佐倉市
二　地域再生計画の名称　印旛沼周辺地域活性化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　佐倉市の区域の一部（印旛沼周辺地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（四の六）

○内閣府告示第五十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三